

令和6年8月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年8月9日 金曜日 午後3時03分から午後4時21分まで

2 開催場所 生活想像館

3 出席委員 (26人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	8番	中川 勝彦	
	2番	佐伯 守	9番	小谷 恵	
	3番	前田 繁昌	10番	岡田 浩司	
	4番	石原 文義	11番	森田 博文	
	5番	安藤 幹雄	12番	濱田 厳	
	6番	矢田 考志	14番	遠藤 幸子	
	7番	山下 一郎			

推進委員	1番	小原 啓一	7番	高虫 秀樹	
	2番	高見 昭久	8番	戸野 悦宏	
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚	
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介	
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美	
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義	

4 遅刻委員 (1名) (推委5番 山崎 拓司)

5 欠席委員 (4名) (農委13番 米澤 誠一、推委9番 二宮 聖貴、
推委10番 吉野 徹、推委15番 山根 章司)

6 議事録署名委員の決定 (14番 遠藤 幸子、1番 尾古 礼隆)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

8 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局	長	徳 永 貴
主	幹	坂 田 真 寛
主	幹	西 川 援
事務補助員		山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 それでは、早速議長のほう、よろしくお願いいたします。

議長 【議長挨拶】
・時候挨拶。
・選果場の開始について。

議長 本日の欠席届は、農業委員 13 番委員さん、それから、推進委員の 10 番さんと、9 番委員さんが欠席届が出ております。
それから推委 5 番委員さんが遅れるという報告を受けておりますので、過半数に達しておりますので、今回が成立することを宣言します。
それでは、議事録の署名人につきまして、14 番委員さんと 1 番委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、事務局のほうに会務報告をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局 【会務報告】
(7 月 10 日) ・委員研修会（食料・農業・農村基本法改正の概要について）について。
・定例農業委員会について。
(7 月 11 日) ・農業経営改善計画認定審査会について。
(7 月 16 日) ・名和地区農業相談日について。相談件数 2 件あり。
(7 月 17 日) ・農業委員会職員協議会総会・研修会について。
(7 月 19 日) ・農地・担い手市町村担当者会議について。
(7 月 22 日) ・鳥取県農業会議常設審議委員会について。
(7 月 25 日) ・鳥取県農業委員会女性協議会通常総会並びに第 1 回県内研修会について。
(7 月 30 日) ・農業者年金加入推進特別研修会について。
(8 月 5 日) ・名和地区農業相談日について。相談件数 5 件あり。

議長 ありがとうございました。
今の会務報告等について、何か質問等ありましたら挙手をお願いします。
(推委 5 番委員、15 時 12 分着席)
それでは無いようですので、議事に入っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記許可

申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人、譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由を説明させていただきます。

まず1ページ目でございますが、番号11番、〇〇、畑1筆、293㎡になります。譲渡事由は売買で、売買価格は全体で※円です。

これは譲受人の自宅の一筆隣にある申請地を、譲渡人との協議によって譲り受けることになり申請をされたものです。

続きまして番号12、〇〇、田1筆、1,726㎡、畑1筆、210㎡、合計1,936㎡になります。譲渡事由は売買で、売買価格は全体で※円です。

この農地は入り会いの農地でありまして、広いほうの〇〇△△△については、利用権設定で借りておられましたが、このたび譲り受けることになったものです。なお、この案件はこの後の議案第4号と関連をしているものであります。

最後に番号13、〇〇〇、畑3筆、合計1,610㎡、〇〇、田3筆、4,707㎡になります。譲渡事由は贈与です。

譲受人は県外の方で、農地の管理に苦勞されていましたが、〇〇や〇〇〇のほうで耕作をされている譲受人とつながりまして、一部は遊休農地化していましたが、再生され、このたび贈与ということで申請をされたものです。

本件については、議案第4号と関連する番号12を除いては、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

今説明がありましたけども、番号12番につきましては、議案第4号と関連しておりますので、議案第4号の説明を一緒にお願いしたいと思います。

事務局

はい。関連しているということで、議案第4号、11ページを御覧頂ければと思います。

こちらに、申請人、土地の表示や面積等は表示、記載しております。

場所につきましては、はぐっていただいて12ページに位置図のほうを載せております。

◎◎◎小学校そばの線路に隣接する場所になります。

これはですね、議案第1号で御説明いたしました3条の相談があった際、農地台帳や航空写真を確認したところ、申請者の宅地の端に、農地登録がある土地が存在しておりまして、そこに建物が建っていることが分かりました。

これは3条の許可基準の一つであります全部効率利用要件、つまり申請地も含め、所有している農地や借りている農地の全てを効率的に耕作することという部分を満たしていないため、現地確認の上、その経緯の聞き取りを行いました。

経緯としましては、現在、納屋として利用している建物は昭和40年頃に元々牛舎として建てられたということでした。

そして構造改善のときに提供した農地と交換したのが、この三角形の土地ということで、登記簿上は「昭和52年7月に土地改良法による換地処分」とい

う記載を確認しております。

その後に牛舎を台車に乗せて今の位置まで移動させ、納屋として40年以上利用しておられます。

当時の土地改良区とのやりとり自体覚えておられず、また農地登録のまま残っていたという認識もなく、現在まで利用してきたとのことでした。

なお、申請者については、事前に◎◎土地改良区のほうへも相談していただいております。農地から外すことについて異議は無い旨の意見書も、このたびの非農地証明願に添付されております。

この非農地証明願が承認となりまして、この筆が農地登録から外れれば、議案第1号の申請者は、所有の農地全て効率的に耕作されているということになりますので、3条の許可要件を満たすということになります。

説明については以上です。

議長

それでは現地確認をされておりますので、番号11、13について推委2番委員さん。それから番号12番と、議案4号の番号5番につきまして、農委10番委員さんからの報告をお願いします。

推委2番委員

はい、失礼いたします。推進委員の2番といいます。

午前中に、農委3番委員さんと農委10番委員さんと、事務局の案内で回って現地確認をしてまいりました。

11番の畑293㎡、僅かといいますか狭い土地ではありますが、これまで保安全管理をされておまして、買い手の◇◇さんの自宅のすぐ近くの農地です。

商売されております関係上、本当にここを管理できるのかなあとは思いましたが、面積的にも少ないですし、家庭菜園で何とか耕作したいという◇◇さんの希望があるので、問題無いのかなあというふうに思いました。

続きまして13番の畑3筆、○○○の畑ですが、事務局のほうに聞きましたが、以前は大変な遊休農地ということで葛蔓が覆いかぶさっているような畑地でしたけども、重機を入れられて、きれいにされて中耕がしてあって、これだったら大丈夫だなあというふうに見て帰りました。

それから、はぐっていただきまして2ページの○○地区、田んぼが3枚。これもきれいに中耕がしてあり、今後これも耕作できる状態に管理がしてありましたので、私どもは、これだったら大丈夫だなあというふうに見て帰りました。

御審議のほう、よろしく願いいたします。

農委10番委員

はい。農委10番です。

午前中、農委3番委員、推委2番委員で見回ってきました。

12番の○○の件ですけど、きれいに耕作管理されて何の問題もありませんでした。

はぐってもらって11ページの○○△△△、現状は母屋がある状態で家の人も40年以上納屋として使っているという感じでしたので、何ら問題はありませんでした。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第1号につきまして、質問等のある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。ちょっと複雑なあれですんで、何ものなければ、12番につきましては、後で4号の議案と一緒に審議していきたいと思いますので、何ものなければ、11番と13番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

議案第1号につきましては、議案のとおりに許可をすることに決定をいたします。

続きまして、先ほどの12番につきまして、4号議案と重なりますけど、これにつきまして何か質問等がありましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、1号議案の12番につきまして、議案4号の5番につきまして、特に質問が無ければ。

事務局
議長

議長、4号が通ってから。

失礼しました。

議案の4号につきまして、先に審議をしたいと思います。

それでは議案第4号につきまして、何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

無いようですので、議案第1号の12番と議案第4号の番号5番につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

皆さん、はい、ありがとうございました。

全員ということで、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第4条第3項の規定により審議を求めます。

番号14番。申請内容については3ページに記載のとおりで、農業用倉庫の設置です。

場所につきましては4ページを御覧ください。

〇〇のガソリンスタンド前の9号線から、〇〇のほうへ100mほど向かっていった場所になります。

農地区分決定根拠としては、〇〇、〇〇、〇〇方面へ広がっている、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありまして、第1種農地となります。

また、許可根拠としては、農業用施設に該当します。

申請者は25名のメンバーで構成される□□集落協定の代表をされております。

して、自己の所有する農地を転用して、農業用倉庫の設置及び作業スペースを確保したいということで申請がありました。

現在、集落協定ではトラクターと田植え機を所有しており、近々新たな機械も購入を予定されています。

現在の保管場所は□□の多目的集会場の裏のスペースで、本来は消防用器具等を保管する場所に、一時的に保管している状態ということです。

5 ページのほうを御覧ください。

格納庫以外については農作業を行えるスペースを確保して、水稻の苗作り、機械のアタッチメントの脱着や堆肥作りの場として、年間を通して利用する計画です。

また、機械の泥落としのための洗い場と、作土置き場も設置して協定メンバーが利用出来るようにすることで、土壌管理の効率化も図りたいということです。

雨水排水計画ですが、全面碎石のため、雨水は地下浸透させる計画です。

洗い場での水作業も、洗車程度であるため、同様に地下浸透させる計画です。

6 ページには設置する倉庫の外形図を載せておりますので、ご確認ください。

また、本申請地は第1種農地になり、代替地の検討が必要になります。

検討状況ですけれども、出入りが容易な見通しの良い土地を条件に複数の候補地を検討されましたが、結果として耕作するには利水等で効率が悪くて、また東側に広がる集落協定のメンバーの圃場へのアクセスの良い本申請地でいこうと、協定の中で調整をしながら進めてこられたということです。

その他の書類からは、残高証明書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題は無いと判断しております。

以上から、農地法第4条第6項には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 それでは現地確認をしておりますので、農委10番委員さん、よろしくお願いします。

農委10番委員 はい。農委10番です。

午前中、現地確認をしてきました。

畦もきれいに草を刈って、何の問題も無かったです。

以上です。

議長 それでは、何か質問等がございませんでしょうか。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ということで、挙手多数により承認することに決定をいたします。

議長
事務局

続きまして議案第3号、農地法第5条についての説明をお願いします。

はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条第3項の規定により審議を求めます。

番号13ですが、目的は太陽光発電設備の設置になります。

土地の選定としては、保守・管理のため道路に面していることや、太陽光を十分に取り込めるある程度の広さがあること、また陰になるような住宅密集地ではないことを条件として土地のほうを選定されています。

位置図につきましては、8ページを御覧ください。申請地は、◎◎◎から東へ約200mの位置にある農地になります。

農地区分は、〇〇駅から300m以内にある農地で第3種農地となりまして、許可基準としては「原則許可」となります。

土地利用計画図については、9ページのパネル配置図を御覧ください。

スペースについての検討ですが、申請地の面積は1,313㎡です。そこに、1枚約2.58㎡のパネルを198枚設置するため、パネルだけで約510㎡の面積が必要となっております。

関連する機器や、高さ1.2mのフェンスを設置し、発電の効率面や保守管理の面から各列の間を約2.5m程度空けて設置するため、利用計画図のとおり、太陽光発電施設全体としてこの度の計画面積が必要となっております。

管理方法ですが、年2回の除草作業を行い、境界付近には防草シートを設置する計画です。

雨水排水計画については、現状のまま土地を利用するというので、雨水は地下浸透により処理する計画です。

太陽光発電関係で必要な書類としては、1つ目に、電気設備等に関する契約申込みに対する◎◎◎◎ネットワークからの承諾書があります。2つ目としては、申請者と電力買主との電力需給基本契約書というものがあります。3つ目に、その電力買主が経済産業省から小売電気事業者登録されている事業者であることが確認出来る書類というものがありまして、それら3つが申請書に添付されています。

添付書類としては、残高証明書、隣接耕作者の同意書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題は無いと判断しております。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

現地確認をされてますんで、よろしくお願いします。

推委2番委員

推進委員の2番です。

現地確認に午前中行って参りました。

行きて見て驚いたといえますか、すぐ隣には既に太陽光発電施設があります。

それから、道をさかえた北側には、目視できる範囲で2か所既に施設がありますし、上側のほうにも南側のほうにも1か所、太陽光発電施設があります。

今日見てきた水田はですね、きれいに草が刈って整理されておりました。

個人的にこんなにあるのに、ここをどうこう言う筋合いはないのかなあというような個人的な印象を受けましたが、御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 それでは、何か質問等ありましたら挙手をお願いします。

（農委7番委員、挙手）

はい、どうぞ。

農委7番委員 7番です。

太陽光発電ということで、今、現地確認で報告があったように、周辺は太陽光で何年か前からなっていると思いますが、農振農用地ではないのかどうかの確認をまずお願いします。

事務局 はい。先ほどの質問への回答ですけれども、農振農用地のほうには入っておりません。

以上です。

農委7番委員 ありがとうございます。

基本的に農振農用地から外れてるところは、太陽光は絶対駄目だという言い方はしないと言いながら、これだけの面積でっていうか、ここが耕作に不適な土地というような状況にはないと思いますし、何か、前回と〇〇〇等でもありましたけども、本当にこれを将来的に農地として利用するのにはあまり利用価値が少ない。担い手も入らないようなところだったと思いますけども、今回は、近くにあるから申請すればオッケーになるんだというような形でどんどん出てくるような状況にあると思いますし、本当に太陽光がここでないとできんのかと、代替地が無いのかというようなこともひっくるめて、ただ単に、あそこの場所だったらそんなに、地形は不整形ですけども、道路に面してますし、〇〇〇なり、他の今までの申請地からするとかなり耕作すれば出来そうなところだと思いますし、その辺のところの判断も、全て許可に異議がないということばっかりでは駄目なのかなあという気はしますけども、皆さんはどうでしょうか。

議長 そういう意見がありましたけど、皆さんどうでしょう。

（農委6番委員、挙手）

はい、どうぞ。

農委6番委員 6番ですけども。

最近、ちょっと思うのがですね、太陽光パネルを前につけられたところで、農地じゃなくなるとは思うんですけども、管理ができていない太陽光パネルも見受けられるというところで、今、年2回除草作業されるっていうところでしたけども、それを本当にずっとされるのかどうかっていうことが大事なことじゃないかなっていうことと、あと結局管理をされなくなったときに、パネル等が破損したりしたときに、他県のほうでは、例えば有害物質が流出したとか、そういったニュースも聞いたことがあるので、例えばそういう保守点検っていうか、そういったことも条件付きっていうわけじゃないんですけども、許可の

内容に入れることは可能かどうかというのはどうでしょうか。

議長

いいでしょうか。どうしようかな。

よう分かりましたけど、その他の意見がありますか、そのことについてでもいいですし。

結局、確かに今言われたように、結構太陽光パネルにしてて、結構管理してないのが目立つような気は現実にはしてます。

本当にしてるのは、結局太陽光パネルにしても管理するのは僕もよく分からないんですけど、したほうの人がするわけですかいね。って、その辺もちょっとよく分からないんですけど。

そういうことになると、そこまで今度逆に、農業委員会等がそこまで意見っちゅうですかね、管理っちゅうですかについて、当然管理するっちゅう条件で許可してるはずなものでね、どう見たって。そっから先について農業委員会はちょっと、許可するかせんかの話なんで。それはそれなりにまた別の話じゃないかなっていう気はしてますけれども。何かそれについて。

農委6番委員 周りの耕作者のことは、じゃあ無視してよろしいでしょうか。

議長 いや。そうすると、皆さんどうでしょうかいな。

農委6番委員 なので、許可するに当たって、除草作業だとか保守点検というのを個別に実行してくださいということを強く要望したいなとは思いますが。

議長 はい、分かりました。

どうでしょうか農委7番さん、それについて。

農委7番委員 これは事務局が回答すべきことじゃないでしょうか。

要は許可条件に、今後の管理をきちんとするという申請にあれば許可するのであって、「管理をしません」っていうことがあれば許可はしないわけですので、当然申請の時点では「きちんと管理します」「周辺の耕作者にも同意がとってあります」同意イコール「管理するから同意してね、転用するから同意してね」に対して同意されてるわけですので、書類的には整っておる。

ただ、最終的に設置した後、1年経って2年経った後に、実際管理をしない業者に対して、もう設置済みのものに対して、農業委員会から、きちんと管理すると言っておったのにしなかった場合、元に戻せということが言えるかどうかということだと思いますので、その辺は事務局どうでしょうか。

議長

事務局、答え。

事務局

はい。先ほど農委7番委員のほうからありましたように、被害防除計画書のほう添付されている書類では、年2回の草刈りをしたりっていうことで記載があり、書類自体は全体的に整っている状態です。

で、その条件を付けれるかっていう部分については、許可自体は県のほうが許可権者ですので、その判断になるかとは思いますが、農業委員会としては、申請書類、申請内容に対して審議を行いまして、意見を付して進達するというふうになっておりますので、先ほど農委6番委員のほうからありました、「許可に当たって保守条件をきちんと実行するように」とか、そういった

意見を付して進達するんだということになるのであれば、県に書類を送るときに、そういった記載をして送ることになろうかと思います。

許可後に、仮に申請書類にあった内容を履行していない場合なんですけれども、これはもうちょっと所有権自体が移ってしまって、農地から外れて、農業委員会の範疇から外れてしまっている状態ですので、ちょっとどこまで強く言えるかとか強制力があるかという点については、ちょっとなかなかそこまでは無いのかなというふうには思っているところです。

農委 7 番委員 7 番です。

最終的には県が許可云々ということですけども、要は許可条件、条件について不履行であった場合、年 2 回管理しますっていうのも当然許可条件に入ってるわけで、それをしなかったことに対して、県が、農業委員会よりも許可をした県が、転用許可の取り消しっていうことができるかどうかというところだと思いますけども。

要は周辺の耕作者は、もう現にそういった管理しますということで許可になって設置されてる場所も、今回 1 年間全く草刈りもせず、パネルも草で覆われて発電をしてるかどうか分らんような状況のところがあるところがあります。

今日も見ただけでも、ちょっと今年は 1 回刈ったみたいですけども、ですけど、そういったことに対しては、この案件とは別かもしれませんが、知事は当然、許可条件を履行していない事業者に対して、許可の取り消しっていう部分は法的にはできると思うんですけども、するかしないかは別で。

要はそういったことが多々ある案件、太陽光発電については、最近そういったことが非常に多いという中で、あえて農地を潰して太陽光をしなくても、他の場所でやったらどうですかということであって、その辺が現地の農地を見て、農業委員会として意見を私が言うのであれば、あそこの状況で、この図面見ても細長い水田ですし、そんなに耕作に不適な場所ではないなあということをするので、反対したいなということであって。

あとは、知事がさっきの件については、許可の取り消しというような行政処分ができるかどうかというのはまた確認をしていただけたらと思います。

(農委 3 番委員、挙手)

農委 3 番委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。農委 3 番さん。

農委 3 番委員 3 番です。

ちょっと事務局に伺いますけれども、農転が完了した時点で、この太陽光パネルの設置完成時に確認は行かれるんですよね。

事務局 はい。

農委 3 番委員 それで、ちょっと私が不思議に思うのは、今の申請容量が 50 k w で、50 k w が大体一つの単位なんですけれども、50 k w で申請をしててパネルの数が 114 k w ですよね。

事務局 はい。

農委3番委員 通常の場合は、このパワコンというのがあるんですけども、これは発電をした直流を交流に変える装置なんですけれども、この機械の台数によって、要するに発電の容量が決まってくるんですけども、通常的にいって、パネルっていうのが1番高いわけですね。

通常の場合は、この申請する例えば50kwの申請であれば、ちょっと余計でも発電したほうがいいなという思いがありますので、大体2割ぐらい上限でパネルの設置を行うものです、大抵。その中で、あえて2倍以上のパネルを並べる。これって利益があるのかなという想定、余分なことかもしれないですけども、このパネルがほとんどの金額を占めますので、事業において。本当にこの114kwのパネルを使ってですね、この50kwの発電所を作るのか。

あるいは、この土地を全部活用してますよというふうなカモフラージュのためにパネルを198枚並べとるのか。その辺のところは、気持ち的には怪しい。

だから、完成したときに見に行かれるんですかっていうのは、そのことです。

全体的にさっき言われたように、農地から転用して宅地になる、あるいは雑種地になってしまった場合、それ以上、関与することがなくなりますよね、農業委員会。そうした場合、50kwであればこの半分あれば済むわけですよ、パネルの数は。ということは、農転の面積半分でいいわけですね。なのに、あえて全面を農転の対象にするとするのは、勝手な思惑ですけども、思惑があるのかなと。

以前も■■■でやったときに、この隙間が空いとって農業委員会が、「この隙間はあるんですか」と、「きちんと分割して農転してくださいよ」ということで、以前クレームがついたことがありました。

そういうことを、もしもその太陽光業者がですね、加味して、全体的にパネルを並べて置きさえすれば、余ったところがないから全部必要な土地ですよと言って、まんちゃをして申請をするのかもしれない。かもですよ。

通常的に言うと、2倍のパネルは多過ぎると私は思いました。

それと、実際、草刈り年に2回って言いますが、私も持ってるんですけども50kwの発電所、2回っていうか1回生やしてしまうと草刈り不可能です。というのがですね、太陽光のパネルの配線っていうのは、ほとんどが露出されてるんで、埋設部分というのは大変少ないです。

ましてこの杭を打つ場合だと、この地べたを這っていくわけですよ。チューブに入ってですね、フレキ管というのに入っていくんで、実際的に生え始めると、草刈りなんかやると、みんな飛んでしまうんで、絶対そんなことしないわけですよ、修理費が莫大に掛かるんで。だから、もう伸ばしたら刈らないですよ、皆さん見て。絶対パネル、太陽光発電所壊れちゃうんですよ。だから、もうやるんだったら除草剤で完全に伸びない状態にするか、もう伸びたらもう関係なし伸ばしっぱなし。幸いにもパネルの下から上には伸びませんので、多少陰になるところがあるのかも分からんですけども、大体そういう感じ。

だから、皆さんどこ見ても投げっ放しの伸びっ放しになってるのは、そうい

う原因があるんですよ。

本当に確認っていうのを最終確認して、本当にここまで完成しとるのかと。

大体50kwだと、大体1反を切っても十分余裕はあるはずなんで、これだと1反3畝ぐらい使ってますよね、今。

何か無理無理入れとるのかなというふうに、形状もちょっとおかしいんであれですけども、確認を最後にはしてください。

以上です。

(推委1番委員、挙手)

議長 はい、どうぞ。

推委1番委員 はい。推進委員1番です。

この地区は私の担当地区でありまして、ここの現場を最近直接見たわけじゃないですが、道路があるもんですから、遠目ながら見ておりまして、それでちょっと事務局のほうに確認したいんですが、この方はこの土地で、昨年、一昨年は、何を作っておられたか聞いておられますでしょうか。

事務局 はい、すみません。失礼いたします。

私の記憶ですと、果樹、梨を作っていたんじゃないかなという具合に記憶をしております。しかも大分前だったという具合に覚えておりますけども。

推委1番委員 私が知ってる限りでは、当地区でも、大規模ブロッコリー農家さんのはずですよ。今、私が知る限りでは。と言いますのが、非常に農業に熱心な方で、農地の良いところがあれば、私も何回か話したんですけども、良い土地があれば受けるような話をちょっと別件の土地でしたことがありまして、それで大規模模拡大には熱心な方だなあというふうに思っていました。

ただこれは私の私見、全くの私見ですけども、あまり小さなところとか、不整地は望まないなあというようなことを、ある物件を紹介したときに言われて、やっぱり大規模農家さんですので、それなりの面積の土地でないと、形状に合うような大型機械が入るところじゃないといけんのかなというふうに思ったりしております。

これだけ規模拡大しようという意識が強い方が、あえて自分の土地を手放してということがあるのかなと、ちょっと個人的に思ったもんですから。何を作っておられたのかな、2、3年前はと思ってでした。

以上です。

農委7番委員 度々、すみません。7番です。

先ほど、農委3番委員のほうから指摘があったように、私の記憶でも太陽光で50kw未満の場合には、ほとんど今までの申請が1,000㎡以下で十分設置ができるというふうに思っていましたし、今、農委3番委員から指摘があったように、申請容量が49.5kwに対して、パネルの容量は114.84kw、2倍以上のパネルを設置するという計画、発電。

50kw以上は中電のほうに送れないわけですので、最大限これしか売れな

いのに、倍以上の容量のものをパネルを設置をすると。だから1, 300㎡も要りますよという申請、これは非常におかしいなあっていう気がします。

現に、〇〇であったときには、非常に残地があったので、そこの利用計画について改めて申請手続きをやっていただいた結果、集落の周辺の皆さんのための駐車場を設置すると、残ったところは。っていうことで、地域の皆さんにも貢献するのでということで申請がありました。

でも、現に行ってみたら、そこはなんにも駐車場にはなってませんし、何も利用されてない状況のまんまに今なってます。

ここの部分についても、今まででいけば1, 000㎡未満で十分50kw未満の能力であれば、発電可能な面積が確保できるはずなのに、面積がまず多過ぎるということ、パネルはたくさん付けようが付けまいが。

でも49kwしか売電できんわけですから、これで見ると本当に198枚もパネル、最終的に並べるのかどんなのかってというのが非常に疑問に思いますので、その辺のところをあえて確認するかしないか、あるいはもうこのままで、私であれば不許可相当だと言って、県に送るかだと思いますが、どうでしょうか。

議長

どうしようかな。

今の意見に対してでもいいですけど、他にありませんか。

どうしようかな。

その他には、意見はございませんでしょうか。

今の話になりますと、不許可च्छゅうですか、なかなか理屈に合わんような話みたいな申請になってるようですので。

どうしましょうか。

今の状況ですと、あまり良い条件で許可したいみたいな話は一つも出てきてないわけですから。

どうしましょうか。

一応、承認するかせんかにつきまして、挙手のあれをしたいと思いますので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

農委4番委員 誰もおらんじゃない。

議長

話の中でそういうことなので、挙手は多数とはなりませんので、この件につきましては、承認するようにはならないと思いますので、差し戻しच्छゅうことで、事務局よろしいでしょうか。

事務局

不許可相当。

議長

それでは、事務局のほうからですけど、不許可相当च्छゅうことで県のほうにしたいと思いますので。それでよろしいでしょうか。

そういうことに、議案3号につきましては。

(農委7番委員、挙手)

はい、どうぞ。

農委7番委員　　今、皆さんの意見では許可不相当だと。

何が不相当だったかっていうことを、きっちりと示さんといけんと思いますので、今意見が出とったことがあったので許可不相当だと。

要は規模が大き過ぎるのではないかっていうことぐらいでないといけんのかもしれませんし、あと明確に要は業者さんに対して、申請者に対して、恐らく一遍は事務局は話をされるんでしょうから、そこで農業委員会でこういったことで、許可不相当だったということをきっちりと示さないと、またトラブルの原因になるでしょうし、その辺がきっちりしておかないといけんのかなと。

何が駄目で、ただ単にこれは良い、これは悪いっていう格好、取りあえず申請書類は不備がなければとか、そういったことでの関係もありますので、その辺をきっちりと示してあげないといけんのかなあとと思います。

議長　　今、うちらも専門でよく分からなかったですけど、農委3番委員さんの話を伺いまして、「なるほど」ということで意味は分かりましたので。

農委3番委員　　不許可っていうのは、見送りじゃない。見送りでしょ。

もう一遍確認して、正しければまた次の農業委員会にかければいいじゃない。
(推委8番委員、挙手)

議長　　はい。

推委8番委員　　8番です。

うちも太陽光発電付けてるんですけど、47kwっていうのを付けてるんですけど、実際47kwっていう数字だけで、実際発電するのがね、その半分とかで。ですけど、これは恐らくパネルを増やして、ここはもう50kwは確保したいっていう考え方と思ったりはしてるんですけど。

どんなもんでしょうか。

事務局　　ちょっと申請容量とか、その数字的なところっていうのが専門的な部分になって、正直ちょっと何とも言えないところはあるんですけども、説明のほうの補足をさせていただくのであれば、このたび、この事業者さんのほうはですね、1事業のほう30年間というふうに計画をされておりまして、事業計画のほうでも約1,300m²あるということで多くの発電量が見込めるというふうには書かれておりまして、近隣にも太陽光発電施設があって、高い建物が建つ見込みは少なく、将来にわたって発電を見込めるっていうようなところは書かれているところです。

議長　　そういう説明がありましたけど、それもよく分かりませんが、農委3番さん、このことについていかがでしょうか。

農委3番委員　　御存じだと思うんですが、50kwというのは全量買い取るわけですよ。

要するに、今どうか分からんですけども、通常は20年間買い取りという保証で、政府の補助金やなんかがあって、●●●●あるいは他の電力会社と契約するわけですけども、それ以降になると、価格はもうどんどん下がるわけで、本当にメリットがあるのかなということでも不思議に思います、私からすれば。

ただ先ほど、推委8番さん言われたように確かに2割ぐらいは多く設置します。曇りだとか何とかの場合、結局50kwが一つの単位なんで、それ以上になるとまたいろんな負荷がかかってくるわけですね。だけ、最大限50kwでやると、一番効率的に当初の金額は少なくて済むと。

極端な話、こういう今のパワコンなんかでもですね、極端な話、住宅用のパワコンでもできるわけですよ、50kw。それか以上になると、業務用のパワコンになるんで、価格は10万円、1台パワコン50万円というのがもう100万とか、どんと業務用は上がってきますから、採算が取れないということで皆さんが大体50kwで抑えられる。

だけど、どう考えても1枚が通常からするとパネルがですよ、大体3万円ぐらいするわけですよ。100枚を超えたら300万円です。300万を、例えばその投資してですよ、投資300万ということはこれ架台も増えますんで、架台が倍いるわけですよ。その投資した金額が30年買い取りにしたとしても、極端な話50kwで年間200万ぐらいの発電します。そうすると、その300万を投資して、それで要するに曇りだとか状況の悪いときに、発電をなるべく目いっぱい発電したいということをされても、結果的には抑制電圧がかかってくるんですよ。要するに発電しやすい時期には、抑制電圧がかかってくるんで、今は個人的なその自分のボックスの中のコンピューターによって抑制がされてたんですけども、今はもう買い取り業者の●●●●であるとか、そういうところが一括して抑制電圧してくる。抑制電圧してきた上に、なおかつ抑制しようという費用を取られます。約、1番多いときで20%ぐらい。だから200万ぐらい発電しても結果的には180万から150万ぐらいしか実利が出てこないという計算になってきますんで、果たしてここで倍のパネルを設置して利益があるのかなということで、何のために倍のパネルをつけるのかと。

家庭の発電所を皆さんやとられることだろうと思うんですけども、大体5kwだと、大体6kwとか7kwのパネルを並べられると思います。それ以上並べられるような家だと、だいぶ大きな家ですけども、それが限度ですよ。そうすると全然採算がとれないわけ。

だから本当に最後に設置された後に、計画どおりこの190何枚のパネルが並んでいるのか、というところを私はただ心配しただけで、あるいは半分ぐらいでも50kwのパネルが並ぶことができるわけですよ。そしたらその50kwのパネルの半分で、あと空いた土地が空き地になっていって、あるいはもう1回50kwのお客さんを見つけてきて、もう1回50kwの発電所をつくる。だから50kw、50kwになるわけです。

だから、はなから2つ建てようと思って面積を取ったりとかすることがあらへんだらあかという疑惑ですね、単なる。「いやいや、そんなことはありません」さっき推委8番さん言われたように、とにかく発電したいんですよということで、初期投資をすると、どうなるかなと。大体、もう50kwだと、通常的に言って1、500万ぐらいかかります、資本は。

1, 500万をかけて、発電するのは実際は3, 000万ぐらい発電します、20年間で。ただ経費とかいろんな税金だとか取ると、早々びっくりするほど、儲からない。

そこに向けてパネル、何で倍つけるんだっていう話です。

それは、ただただ勝手に思っとる疑惑ですんで。「信憑性がありませんよ、別に発電たくさんしたいんですよ」って言われればそれですけども。

大体、以上です。

議長

ありがとうございます。

なら、不許可っていうことで、条件っていうですかね、こういう意味で、とりあえず不許可ということ、また、それに対して申請なりあればしてもらってことでいいですかね、事務局。

事務局

はい。

議長

議案第3号につきましては、不許可ということで、よろしくお願いします。

議長

続きまして、議案第5号につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、受理したので議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

何かこれにつきまして、質問等がございましたら、挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして議案第6号につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりでございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

何かこれにつきまして、質問等ありましたら挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。

(全員挙手)

はい。全員賛成ということで、承認することに決定いたします。

議長 その他、報告事項が載ってますけれど、見ておいてください。
 特に、事務局はその他ありませんでしょうか。

事務局 はい。

議長 いいですか。

 それでは、その他の、次の来月ですけど、定例農業委員会の日程について、お諮りします。

 9月につきましては、9月の10日、火曜日の午後3時から予定したいんですけど、場所的に場所がまだ確定はしてないんですけど、一応、生活想像館で、今日と同じ場所ですけど予定しておりますので、それでよろしいでしょうか。

 ありがとうございます。そういうことにしてもらいます。

 一応また場所が変われば連絡させてもらいます。

 現地の確認当番は農委8番委員さん、推委8番委員さん、推委14番委員さんですので、よろしくお願いします。

 その他につきまして、事務局よりありましたらよろしくお願いいたします。

事務局 はい。定例会閉会后、連絡事項がございますので、よろしくお願いいたしますします。

 以上です。

議長 それでは。

(農委7番委員、挙手)

会長 はい、どうぞ。

農委7番委員 事務局に確認なんですけども、今日の議事の関係で、非農地証明、議案第4号、非農地証明があつて、それが承認になれば、1号の3条の許可云々ということがありましたけども、3条、4条、5条、非農地っていう並びがずっと同じ並びで毎回議案として出るんですが、今日みたいな案件であれば、非農地証明願を1号議案にしまえば、関連があるとか云々ではなくて、議事もスムーズに進行すると思うんですけども、その辺の議案の番号の振り方、議案として提出する振り方等を変えることはできるような気がするんですが。

 そのほうが非農地証明を先にしてしまえば、3条の許可申請については良かったわけで、そういったところは可能なのかなのか。

 もし可能であれば、そういったふうに議案を並び替えてしまえば済むことではなかったでしょうか。

 どうでしょうか。

会長 その辺もちょっと話はしたですけど。事務局。

事務局 はい。ありがとうございます。

 直前になって調べたところですね、令和4年に非農地証明を議案の前に持つ

てきたっていうことがあったりして、そういった入れ替えをされているときもありましたので、そういった具合に関連がある場合はそういった状況で進めやすいようにしていきたいという具合に思います。

すみませんが、御了解をお願いいたします。

農委 7 番委員 了解しました。

会長 ありがとうございました。

それでは、本日の農業委員会を閉会したいと思います。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 遠藤 幸子

議事録署名委員 尾古 礼隆

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。